									単位:円
No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
1	土木総務課	R1沖縄建設産 業グローバル 化支援業務委 託	令和元年 7月23日	5,445,000	RI沖縄建設産業グローバル化支援業務委託株式会社中央建設コンサルタント・特定非営利活動法人グリーンアース共同企業体①((株)中央建設コンサルタント(②特定非営利活動法人グリーンアース	①沖縄県浦添市宮城五 丁目12番11号 ②沖縄県西原町字千原1 琉球大学地域創生総合 研究棟4F	第167条の2 第1項第2号	本業務は県内建設関連企業の海外展開における現状、展開にむけた課題等に関する知見を有することが要求される。 そのためプロポーザル方式により広く公募を行ったところ、1社からの応募があった。企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、左の社の提案は事業の継続性に優れていることから、契約の相手方として選定した。	簡易型プロポーザ ル方式(総 合評価型)
2	北部土木事務所	北部管内技術 審査等支援業 務委託(R1- 1)	令和元年 7月8日	1,276,000	公益財団法人 沖縄県建 設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1-7 -13	第167条の2 第1項第2号	本業務は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づき実施する総合評価方式一般競争入札における競争参加資格確認申請書の審査を合理的かつ公平・公正な技術審査を実施するものである。 契約相手である沖縄県建設技術センターは、民間業者との利害関係がなく、公平・公正な技術審査ができる唯一の機関であり、他に変わるものはいないことから随意契約を締結した。	特命随意 契約
3	北部土木事務所	国道331号災 害復旧調査測 量設計業務委 託(R1)	令和元年 8月30日	10,010,000	(株)沖縄土木設計コンサ ルタント	沖縄県浦添市牧港2一5 4一2	第167条の2 第1項第5号	国道331号において、令和元年8月2日の集中豪雨により法面が崩壊した(災害)。当該道路は生活や産業基盤に欠かせない道路であり、被災箇所周辺に迂回路となる道路もないため、本業務により早急に被災原因の究明、災害復旧対策工法の検討を行う必要がある。そのため関連する業務実績がある3者から見積書を徴収し、価格の有利な左記業者を契約相手方とした。	
4	北部土木事務所	北部管内橋梁 定期点検支援 業務委託(R1)	令和元年 9月12日	3,597,000	公益財団法人 沖縄県建設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1-7-13	第167条の2 第1項第2号	本業務は、(一財)沖縄県建設技術センターが整備・管理している「OCTC公共施設情報管理システム」へ橋梁定期点検データを登録し、データベースの構築、維持管理、データ更新を行うことを目的として実施するものである。「OCTC公共施設情報管理システム」は、道路や河川等各公共施設情報管理システム」は、道路や河川等各公共施設毎に構築されていたデータベースシステムを統合し、効率的・効果的に利活用できるよう構築されたものであり、同システムに橋梁定期点検等のデータを登理者として適正かつ効率的な業務を実施できる。同システムに関する著作権・使用権は、(一財)沖縄県建設技術センターが有していることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を締結するものである。	特命随意 契約

									単位:円
No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	 契約の相手方の名称 	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
5	北部土木事務所	国道331号道 路台帳作成業 務委託(R1)	令和元年 9月30日	3,993,000	公益財団法人 沖縄県建 設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1-7-13	第167条の2 第1項第2号	本業務は、道路台帳の電子化及び道路台帳調書を作成するものである。また、その電子化したデータを(一財)沖縄県建設技術センターが整備・管理している「OCTC公共施設情報管理システム」へ登録し、そのデータベースを精節としている。「OCTC公共施設情報管理システム」は、道路や河川等各公共施設情報管理システム」は、道路や河川等各公共施設情報管理システム」は、道路や河川等各公共施設情報管理システム」は、道路や河川等各公共施設情報管理システム」は、道路や河川等各公共施設情報管理システム」は、道路や河川等各公共施設管理システムに直路台帳のデータを登録することにより、これまで以上に公共施設管理者として適正かつ効率的な業務を実施・使用権は、(一財)沖縄県建設技術センターが有している。同システムに関する著作権・使用権は、(一財)沖縄県建設技術センターが有している「国第2号に基づき随意契約を締結するものである。	特命随意契約
6	北部土木事務所	国道331号嘉 陽地区応急対 策工事(R1)	令和元年 8月21日	4,840,000	オパス(株)	沖縄県浦添市前田3— 3—2		本工事は、大雨による土砂災害(法面崩壊)により全面通行止めとなった国道331号を片側交互通行を行うまでの応急対応である。今後の大雨によりさらなる土砂災害(法面崩壊等)の恐れがあること、また、全面通行止めにより利用者への影響があることを鑑み、早急に対応する必要があることから、自治法施行令167条の2第1項第5号に基づき、2者から見積書を徴収し、価格の低い左記業者と契約をした。	
7	北部土木事務所	島尻海岸応急 工事(R1-2)	令和元年 9月9日	14,960,000	(株)伊葉開発	沖縄県伊平屋村字島尻1 982-24		本工事は、台風により被災した島尻海岸の被害拡大を防止するため応急対応である。 指名競争入札を実施したが不落であったこと、また、台風時期であるため再度の入札に時間を要すことで被災範囲が拡大する恐れがあることから、自治法施行令167条の2第1項第5号に基づき、2者から見積書を徴収し、価格の低い左記業者と契約をした。	
8	北部土木事務所	平良海岸災害 復旧工事(平成 30年災11号)	令和元年 9月26日	19,624,000	(有)大建興業	沖縄県東村字宮城30 3-2	第167条の2 第1項第8号	本工事は、平良海岸における災害復旧を行う 工事である(平成30年台風24号災害)。当該工 事について、一般競争入札を実施したが、入 札者がなく不調となった。災害復旧工事であ り、再度の入札手続きを行う時間的余裕がな いため、左記の業者を契約の相手方として選 定した。	

No	b. 担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
9	中部土木事務所	県道20号線 (泡瀬工区)工 事調整会議業 務委託(R1)	令和元年 7月1日	1,210,000	大日本コンサルタント (株)沖縄営業所	沖縄県那覇市久茂地1- 2-3	第167条の2 第1項第2号	本業務は、県道20号線(泡瀬工区)における 工事請負者、設計者、工事発注者で構成する 工事調整会議を開催し、設計図書と現場の整 合性確認及び設計思想の伝達を行い、各種情 報の共有を図ることを目的とする。 地方自治法施行令台167条の2第1項第2号及 び「工事調整会議」実施要領に基づき、当該工 事の詳細設計を実施した左記業者と業務契約 を締結した。	特命随意 契約
10	中部土木事務所	県道20号線 (泡瀬工区)橋 梁コンクリート 耐久性検討業 務委託(R1)	令和元年 8月5日	11,539,000	公益財団法人 沖縄県建 設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1-7 -13		県道20号線(泡瀬工区)橋梁では、長大橋の耐久性向上を目的として、上部エセグメントにおいても外割フライアッシュコンクリート(以下「FAC」)50N/mm2を用いることとしている。中部圏域では高強度の外割FACの実績がなく、配合試験を実施して最適配合を決定する必要がある。また、コンクリートPC箱桁で発生するひび割れ対策としてのCCFC(Carbon Fiber Conposite Cable)導入の適正な配置検討及び下部エのコンクリート品質確保のための表層確認をおこなうものである。上記業務は、県のコンクリート品質確保に向けた取り組みであり、その方法検討や評価を公正・中立に遂行可能な機関は(一財)沖縄県治技施行令第167条の2第1項第2号に基づき契約の相手方とした。	特命随意 契約
1	中部土木事務所	県道146号線 災害防除調査 設計業務委託 (R1)	令和元年 9月12日	2,530,000	株式会社 日興建設コン サルタント	浦添市伊祖3-44-3	第167条の2 第1項第2号	「県道146号線災害防除工事(H31-1)」においてアンカー施工に伴う適正試験の結果、設計アンカーカに達しない段階で引き抜けたことから、工事を全面中止した。そのため、早期に本業務を発注し、法面対策工法の見直しを含めた検討を行う必要がある。今回の事象も含めて本業務箇所の地質のばらつきが大きく、設計に反映するためには、現状の状況等に特に精通した者へ委託させる必要があり、平成29年度にも本路線のアンカー修正設計業務を行っている左記業者を地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき契約の相手方とした。	特命随意 契約

									単位∶円
No	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	 契約の相手方の名称 	 契約の相手方の住所 	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
12	中部土木事務所	浦添西原線(港 川道路)牧港補 給基地第4 ゲート設計業 務委託	令和元年 9月12日	2,750,000	株式会社 アジア技研	浦添市前田608-1		現在施工中の浦添西原線(港川道路)改築事業における米軍施設(第4ゲート)整備工事において、掘削作業中に古墓等が出土した。出土物は、古墓等の所有者を確認するため1年間官報等にて公告に付し、現場に残置しており、要がある。また、出土物は、文化財的価値ある。とから、文化財調査を実施する必要がある。当該残置期間中は、出土物発見箇所の施工ができず、ゲートを運用する機能が保い状況と助、引渡しまでの期間は、完から、米軍側への引渡しがに方みの施工とから、米軍側への引渡しず行う必能出来ないが近、則側に不利益となるため、早急に暫定的な進出入路を計画し、施工する必要がある。左記業者は、第4ゲート整備における実施設計業務を行っており、米軍調整等の経験を十分に有し、現場状況も十分に把握していることから、早急な計画立案が可能であると判断し、契約の相手方とした。	
13	中部土木事務所	中部管内橋梁 定期点検支援 業務委託(R1)	令和元年 9月30日	1,298,000	公益財団法人 沖縄県建 設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1-7 -13	第167条の2 第1項第2号	本業務は、一般財団法人沖縄県建設技術センターが整備・管理している「OCTC公共施設情報管理シストム」へ橋梁定期点検データを登録し、データ・一スの構築、維持管理、データ更新を行うものである。 OCTC公共施設情報管理システムは、県内の道路や河川等各公共施設の統合台帳であり、同システムを利用することで、本庁や各土木事務所と台帳を共有することができ、効率よく業務を行うことができるものである。同システムの著作権・使用権は(一財)沖縄県建設技術センターが有しており、業務を円滑かつ、適正に実施できる唯一の期間であるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき契約の相手方とした。	特命随意 契約
14	中部土木事務所	宜野湾北中城 線工事調整会 議業務委託(R 1-2)	令和元年 10月28日	3,080,000	株式会社 日興建設コンサルタント	沖縄県浦添市伊祖3-44- 3	第167条の2 第1項第2号	本業務は、宜野湾北中城線道路改良工事における設計者、施工者及び発注者で構成する工事調整会議を開催し、設計思想を設計者から施工者に正確に伝達するとともに、三者間における各種情報の共有を図ることを目的とする。地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び「工事調整会議」実施要領に基づき、当該工事の詳細設計を実施した株式会社日興建設コンサルタントと業務契約を締結した。	特命随意 契約

								単位:口
担当課	契約の名称	契約日	契約金額	 契約の相手方の名称 	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
南部土木事務所	南大東村道路 管理業務委託 (R1)	43647	4,730,000	南大東村	沖縄県南大東村字南14 4-1	第167条の2 第1項第2号	本業務は、南大東村管内における県道の清掃及び除草・剪定を行い道路を維持管理するものである。南大東村内の県道は、実延長L=12,221mである。県道沿いはほとんどが耕作地であり路肩等の雑草は、直接耕作地へ悪を与える状況であることから、常にであり路である。そのよ東業においても建設労務を地域でするよど極端な労務不足である。そのよりうな状況においても、南大東村は村道その他で買理を行っている。南大東島は交通の便が悪く、管理上のトラブルに対し同じ行政側としてができることから地方自治法施行令第167条の2切な判断、指導、対応等を速やかに行うことができることから地方自治法施行令第167条の2である。	特命随意 契約
南部土木事務所	北大東村道路 管理業務委託 (R1)	43649	2,981,000	北大東村	沖縄県北大東村字中野2 18	第167条の2 第1項第2号	本業務は、北大東村管内における県道の清掃及び除草・剪定を行い道路を維持管理するのである。北大東村内の県道は、実延長 L=2,219mである。県道沿いはほとんどが耕作地であり路肩等の雑草は、直接特に管理も、直接特に管理を与える状況であることから、常に管理を与える状況であることから、準にであり路である。北大東島は過疎地域でありまでである。北大東島は近ばでありまでである。北大東島は交通の便が悪く、管理上のトラブルに対し同じ行政側としてが管理を行っている。北大東島は交通の便が悪く、管理上のトラブルに対し同じ行政側としてができることから地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を締結するものである。	特命随意 契約
	南城市海岸海 浜浄化業務委 託(R1)	43725	2,321,000	南城市	沖縄県南城市佐敷字新 里1870番地	第167条の2 第1項第2号	本業務は、南城市の海岸海浜浄化業務である。 良好な海岸の維持については、限られた予算で清掃時期や範囲、清掃方法など海岸毎に柔軟な対応が求められている。 このため、地域のニーズに直接対応できる市町村に海岸海浜浄化業務を委託することが合理的であることから、地方自治法施行例第167条の2第1項第2号により随意契約を行うものである。	特命随意 契約
	南事務部計工术	南部土木 南宁 東村務 道路託 常子 東村務 道路託 (R1) 北宁 東村務 道路託 (R1) 北宁 東京	南部土木 事務所 南大東村道路 管理業務委託 (R1) 43647 常事務所 北管理業務 (R1) 43649	南部土木 事務所 常理業務委託 43647 4,730,000 中部土木 事務所 常理業務委託 (R1) 43649 2,981,000 中部土木 事務所 常期 43649 2,981,000	南部土木 事務所 常理業務委託 (R1) 43647 4,730,000 南大東村 常新	南部土木 事務所	南部土木 南北大東村道路 管理業務委託 (R1) 43647 4,730,000 南大東村 沖縄県南大東村字南14 第167条の2 第1項第2号 第10页の表情 第167条の2 第1項第2号 第10页の表情 第167条の2 第1項第2号 第1頁	東部の名字 (東京の名字 (東京の名字 (東京の名字 (東京の名字 (東京の名字 (東京の名字 (東京の名字 (東京を) (東京

									単位:円
No	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	 契約の相手方の住所 	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
18	南部土木事務所	沖縄都市モノ レール修繕事 業総合的技術 支援業務委託 (R1-2)	43734	8,910,000	公益財団法人 沖縄県建 設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1-7 -13	第167条の2 第1項第2号	一	特命随意 契約
19	南部土木事務所	R1南部東道路 技術審査支援 業務委託(その 2)	43738	3,520,000	公益財団法人 沖縄県建 設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1-7 -13		技術提案を含む申請書の審査にあっては、総合評価の評価基準に則り、合理的かつがは、平の公正な技術の事務を書し、要があり、特合評価の質別を表する。総合評価の指標では、総合評価の指標では、総合評価の関連を表する。、総合評価の関連を表するものを表する。、総合評価の関連を表するものを表する。、総合評価の関連を表するものを表する。、の反のを表現のでは、との反のを表現が、生まればなが、知り、工事では、とのでは、とのでは、とのでは、とのでは、とのでは、とのでは、とのでは、との	特命随意 契約

									単位∶円
No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
20	宮古土木	伊良部大橋第 15期橋脚洗掘 対策工事(R1 -1)	2019/07/ 03	21,197,000	先嶋建設(株)	沖縄県那覇市松山1丁目 35番2号		先におこなった一般競争入札(事後審査型)で不落となったこと、本工事場所はもずく養殖場が接近しており、宮古島漁業協同組合との事前協議によって9月末までの工事完成を求められており、再度公告入札に付す時間的な余裕がないことから応札があった先嶋建設(株)を相手方とした。	特命随意 契約
21	宮古土木事務所	宮古管内維持管理業務委託	2019/08/ 06	78,100,000	宮古インフラメンテ共同企業体	沖縄県宮古島市平良字 西里1298-2	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ1社から応募があった。企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、総合得点がこちらの求める水準をクリアしていたため、契約の相手方として選定した。	
22	宮古土木事務所	保良西里線外 道路維持管理 業務委託(R1)	2019/07/ 09	9,020,000	公益社団法人 宮古島市 シルバー人材センター	沖縄県宮古島市平良字 下里416-4	第167条の2 第1項第3号	本業務は、快適な道路環境を確保するための 除草等を行うもので、高年齢者の雇用安定及 び促進等に資するものである。宮古島市シル バー人材センターは、高齢者の「生きがい」対 象事業として平成4年に設置され、それ以降、 県及び宮古島市の公共施設の清掃、除草作 業を受託し、豊富な実績があり、除草等につい ては体制が整備されているため、適正に業務 を執行することが可能である。高齢者の社会と のつながりの確保、高齢者の雇用の安定及び 促進、市民サービスの向上が図れるため、同セ ンターを契約の相手方とした。	特命随意 契約
23	下地島空 港管理事 務所	下地島空港港 湾衛生調査業 務委託(R1-2)	令和元年 8月13日	4,523,200	沖縄サニタリー株式会社	沖縄県那覇市西二丁目 13番15号	第167条の2 第1項第2号	感染症媒介動物の取扱・調査に関する知見を 有し、公益社団法人ペストコントロール協会よ りペストコントロール1級技術者や機材設備等 の条件を備えた優良事業所として県内で唯一 認定されている者であることから選定した。	
24	技術・建設 業課	建設行政情報 システム機器 更改業務委託	43658	20,488,204	富士通株式会社 沖縄支店	沖縄県那覇市久茂地1丁 目12番12号 ニッセイ那 覇センタービル14階	第167条の2 第1項第2号	本システムは、富士通(株)のパッケージソフトを活用したシステムであるため、その更改にあたっては富士通(株)と契約となる。なお、平成19年度のパッケージソフト開発業者選定にあたっては運用コストを含めたプロポーザル方式を採用した。	

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
25	港湾課	(本部港)官民 連携国際促進協 船受等に係る支 援業務	令和元年 7月8日	8,000,000	西村あさひ法律事務所	東京都千代田区大手町1丁目1番2号		当該業務の契約の相手方は、これまでに本部港における官民連携国際旅客船拠点形成港湾の指定に関連して、本部港クルーズ拠点形成協定書の締結及び今回の委託業務内容に含まれる覚書案の作成に携わっている。また、国土交通省港湾局の「官民連携のとよる国策ルーズ拠点形成」の制度立時からり指定を受けた指定港の全てにおいて、法律支援業務を行っている実績がある。今後、連携船社と岸壁使用等に係る長期的な権利関係について、不利益のない調整等を行う必要があるため、制度、法規、および類似事例等当該委託事業について最も精通しているものとして当該者と随意契約を行った。	
26	港湾課	中城湾港西原· 与那原地区除 草業務	令和元年 8月1日	1,978,460	公益社団法人南城市シ ルバー人材センター	南城市玉城字富里167 番地		公益社団法人南城市シルバー人材センターは 利益を追求しない公益社団法人であり、高年 齢者等の雇用の安定等に関する法律に規定 するシルバー人材センターであり、他シルバー 人材センターよりも安価で対応可能だったた め、南城市の人材センターを選定した。	
27	空港課	R1空港台帳更 新業務委託	43686	4,598,000	公益財団法人 沖縄県建 設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1-7 -13	第167条の2 第1項第2号	本業務は、これまで紙媒体のみで管理していた空港台帳の更新作業を行うとともに、「公共施設情報管理システム」へ移行・登録をする業務である。 県内公共施設の統合台帳である当該システムは公益財団法人沖縄県建設技術センターが著作権を有しており、本業務を円滑かつ適正に実施できる唯一の機関であるため契約の相手方とした。	
28		令和元年度 河川砂防情報 処理システム 保守点検業務 委託	令和元年 8月26日		富士通ネットワークソ リューションズ(株) 沖縄 支店	沖縄県那覇市久茂地1丁 目12番12号	第167条の2 第1項第2号	当該業務を実施するにあたり、同システムのシステムダウン時の復旧などは、システム導入者である富士通ネットワークソリューションズ(株)でなければできないことから、同社と特命随意契約を行った。	特命随意 契約

									半世.口
No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
29	河川課	令和元年度 河川砂防テレ メータシステム 保守点検業務 委託	令和元年 7月25日	6,325,000	日本無線株式会社 沖縄 営業所			当該業務を実施にあたり、同システムのシステムダウン時の復旧などは、システム導入者である日本無線(株)でなければできないことから、同社と特命随意契約を行った。	特命随意 契約
30	都市計画・モノレール課	令和元念度風 景づくりに係る シンポジウム運 営等委託業	令和元年 7月25日	2,484,000	(株)アカネクリエーション	沖縄県那覇市銘苅1丁目 19番29号		プロポーザル方式により広く公募を行ったところ3社から応募(応募後1社辞退)があった。それぞれの企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、左の社の提案はシンポジウムの内容及び広報に係る項目に優れていることから特に評価が高く、総合得点でも最も高得点であったため、契約の相手方として選定した。	
31	都市計画・モノレール課	令和元年度第 4回パーソント リップ調査予備 検討業務	令和元年 8月27日	11,858,000	一財)計量計画研究所 (株)中央建設コンサルタ ント共同企業体 ①一般財団法人 計量計 画研究所 ②株式会社 中央建設コ ンサルタント	①東京都新宿区市谷本村町2番9号 ②沖縄県浦添市宮城5丁目12番11号	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ2社から応募があった。それぞれの企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、左の社の提案はシンポジウムの内容及び広報に係る項目に優れていることから特に評価が高く、総合得点でも最も高得点であったため、契約の相手方として選定した。	
32	都市公園課	沖縄県平和祈念公園バス乗降場上屋新築 工事 (R元-1)監理 業務	令和元年 7月30日	2,686,900	ー級建築士事務所 ティンアーキテクツ	沖縄県浦添市城間 1-17-11-1F	第167条の 2 第1項第2号	設計業務はコンペ方式によりデザイン、アイデア、実現性等を含めた総合的な観点から優れた提案を行った業者を選定した。 監理業務はコンセプト・デザイン等の設計意図を反映せる必要がある。 設計者以外の者が施工段階で全て伝達することはできないといえる。 コンペ方式により選定された提案を一つの作品として完成させるためには、設計者自身が監理業務を行う必要があるため。	
33	都市公園課	県営公園施設 管理システム 業務委託(R1)	令和元年 9月30日	3,388,000	公益財団法人 沖縄県建設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1-7- 13	第167条の 2 第1項第2号	令和元年度は、従来の公園管理システムを、建設技術センターが管理・運用している「OCTC公共施設情報管理システム」へ移行し、業務効率化や県民からの問い合わせに迅速な対応ができるようにすることを目的としている。よって、OCTCの管理者である同センターのみが、唯一対応できる者であるため。	特命随意契約
34	海岸防災課	令和元年度港 川海岸保全区 域指定変更図 書作成業務委 託	令和元年 9月10日	352,000	公益財団法人 沖縄県建 設技術センター	那覇市寄宮1丁目7番13 号			特命随意 契約

畄	(4	Д
#	ᅶ	г

									单位:门
No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	 契約の相手方の名称 	 契約の相手方の住所 	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
35	建築指導課	令和元年度大 規模盛土造成 地マップ作成業 務業務委託	令和元年 8月23日	7,975,000	パシフィックコンサルタン ツ株式会社 沖縄支社	沖縄県那覇市前島3丁目 1番15号	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ2社から応募があった。それぞれの企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、左の社の提案は事業実施方法に優れていることから特に評価が高く、総合得点でも最も高得点であったため、契約の相手方として選定した。	
36	建築指導課	令和元年度開 発許可登録簿 の電子化業務 委託	令和元年 8月6日	2,849,000	公益財団法人沖縄県建設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1丁目 7番13号	第1項第2号	公益財団法人沖縄県建設技術センターでは、 道路、河川など個別システムで管理する公共 土木施設台帳を建設技術センターが構築した 「OCTC公共施設情報管理システム」に統合 し、一元管理することで、県民の安全・安心を 確保するとともに、県・市町村の経済的かつ効 率的な維持管理業務を支援している。 当該業務においても平成28年度より「OCTC公 共施設情報管理システム」を活用し、電子化資 料の登録・情報共有などを図ってきた。行政 サービスの向上や業務の効率化のためには、 今後も既存システムへの継続的な情報の蓄 積・共有及び更新が必要として選定した。	特命随意 契約
377	施設建築課	浦添職業能力 開発震神強 大事設計業務	R1.8.23	4,502,300	(特非)沖縄県建築設計 サポートセンター	沖縄県浦添市安波茶1-32-13 大平インタービル2階		浦添職業能力開発校実習棟については、平成 29年度に耐震診断が実施され、耐震性が不足 し危険との判定を受けた。本業務は、同施設の 耐震改修工事の設計及び一部照明のLED化、 シャッター設置等の実施設計業務委託である。 耐震改修工事の設計は、耐震診断における調 査及び判定内容に基立いて行うため、設計書 務を実施するには、設計者は耐震性態がある。 計算なに表り得た同施設の詳細な耐震性態がある。 また、耐震診断を実施した建築士事、当がに補強設計業務を委託する場合は、受が所 に補強設計業務を委託する場合は、平成29年度に同所に る。(建築設計業務等積算基準)以上のことから、本業務については、平成29年度に同所に競り の耐震診断を実施した左記建適切であり、競所 の耐震診断を実施することが るが表別であり、まって、左記建築 の耐震診断を実施することが の耐震診断を実施でない。よって、左記建築 入札には適さない。また、日間に表述を 入札には適さない。よって、左記を 入札には適さない。また、日間に表述を 入札には適さない。また、日間に表述を 入札には適さない。また、日間に表述を 入土を 入土を 入土を 入土を 入土を 入土を 入土を 入土を 入土を 入土	特命随意 契約

_									+12.11
No	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
38	施設建築課	県営牧港団地 建替工事基本 設計業務	R1.9.17	62,271,000	(株)国吉設計・(株) エー・アール・ジー・(株) 設備研究所 設計共同体 ①(株)国吉設計 ②(株)エー・アール・ジー ③(株)設備研究所	①沖縄県那覇市首里崎 山町4-206 ②沖縄県浦添市大平2丁 目19番11号 ③沖縄県那覇市若狭1丁 目3番2号			特命随意 契約
39	施設建築課	県営港川市街 地住宅外壁等 改修工事監理 業務(1期工 事)	R1.7.30	2,919,400	(有)宮森設計	沖縄県北谷町字上勢頭5 50—9—1階	地方自治法 施行令第16 7条の2第1 項第2号	当工事に係る施設調査及び設計業務については、左記業者により平成28年2月3日に完了している。今回の改修工事は、目視で確認をも範囲で設計を行っており、実際に足場等を組み状況を確認しながら工事を進めるため、変更設計等迅速な対応が必要となる。また、今の工事は施設を利用しながらの工事を生めるため、設計段階では予期しえぬ事態が発生なるため、設計段階では予期しえぬ事態が発生なるた場では、適は、設計業務の実施を通じ、施設利用者の状況把握等に精通しているものと思慮される。よって、左記業者を地方ら、工事の確実かつ円滑な進行が図れるものと思慮される。よって、左記業者を地方ら、協能行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約の相手方とした。	特命随意 契約
40	施設建築課	県営新川団地 解体工事監理 業務(第2期・ その2)	R1.7.29	1,441,000	(株)央設計・(株)マキヤ 設備設計 設計共同体	①沖縄県沖縄市比屋根2 -11-5 ②沖縄県石垣市字登野 城623-11 ③沖縄県那覇市若狭2丁 目1-7	地方自治法 施行令第16 7条の2第1 項第2号	本体工事と当解体工事は、同一敷地内であり、一体的に監理する必要があるため、本来であれば本体工事の監理業者との契約変更で解体の監理を追加するところであるが、予算の制限上、本体工事の3年債務予算に解体工事の単年度予算を追加することが不可であるため、解体工事は別途契約を行う必要がある。左記業者は、解体工事の設計を行ってあるため、現在建設中の本体工事の監理業務も行ているため、現場の状況等を熟知している。以上のことから、左記業者を地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約の相手方とした。	特命随意 契約

_				ı	1		1		单位:门
N	o. 担当課	契約の名称	契約日	契約金額	 契約の相手方の名称 	 契約の相手方の住所 	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
4	1 施設建築	具志川職業能 力開発校本館 建替工事(解 体、駐車場)監 理業務	R1.9.3	1,868,000	(株)具志堅建築設計事 務所	沖縄県那覇市楚辺2一3 1一9	施行令第16 7条の2第1	具志川職業能力開発校は、平成30年度に新管理棟が完成し、今年度は旧管理棟を解体し、外構整備工事および車いす使用者用駐車場を新築予定である。昨年度完成した、新管体の設計・監理業務と、今回の旧管理棟解計業務については、左記設計者により実施された。解体建物は詳細図面が存在せず、目視でのコンクリート量策定等の設計を設っため、実際の建物解体作業事を過去といる必要があり、工事監理者によって、方で変別に進行させるためいすがあり、工事監理者によって変別に進行させるためいすがあり、工事を理るに表している必要がある。以上の委託業務には、車いおり、受託者は計画をといる必要がある。以上の正規に進行させるため、更がある。以上の正規には、車に対している必要がある。以上の正規には、車に対している必要がある。以上の正規によりには、東京には、東京には、東京には、東京には、東京には、東京には、東京には、東京	特命随意 契約
4	2 施設建築課	国際物流拠点 産業集積地域 うるま地区内 貸工場外壁改 修工事設計業 務	R1.9.9	1,430,000	ᆝᆒᆔᆕᆘᄜᄹᅼᅑᄺᅷᄱᆄᄱ	沖縄県沖縄市南桃原2一 21一3	施行令第16 7条の2第1 項第8号	本設計業務は、6月12日指名競争入札、7月22日一般競争入札の、計2度にわたり入札に付したにもかかわらず、落札者がいなかった。今後、同業務を行うために、再々度入札に付することは、入札の手続きや工事期間、および業務の円滑な執行を考慮し、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に基づき、随意契約を行った。	特命随意 契約
4	3 施設建築課	沖縄戦跡国定 公園喜屋武岬 園地休憩所改 築工事設計業 務	R1.9.13	2,419,300	studio jag 1級建築士 事務所	沖縄県浦添市宮城3— 7—5—101	施行令第16	本業務は、ティーダフラッグス2018において対象となった事業の設計業務であり、応募要項の「1.(8)力 金賞の設計者又は所属事務所は、県と設計業務の委託契約を行い、審査で提供されたコンセプト等を活かしながら、施設管理者等の意見を踏まえ、より魅力的な施設整備に向けて設計業務を実施することとします。」と掲げられている為、金賞の受賞者が所属する設計事務所と契約を行うものである。以上を踏まえて、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するので、左記のものと随意契約を行った。	特命随意契約

									単位:円
No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
44	施設建築課	沖縄県駐留軍 従業員健康福 祉センター解体 撤去工事設計 業務	R1.9.18	3,608,000	契約の相手方 (有)大住設計	沖縄県宜野湾市野嵩3— 20—9	地方自治法 施行令第16 7条の2第1 項第8号	本業務委託については、7月16日に一般競争 入札方式による公告をしたが、応札者がなく不 調であった。そのため、地方自治法施行令第1 67条の2第1項第8号の規定に基づき、随意 契約とした。なお、随意契約の相手方は、入札 で応札した3者から見積書を徴収後、一番低い 左記業者と契約した。	
45	施設建築課	県営三重城市 街地住宅外監 等業務(第3 期)	R1.9.25	2,640,000	(有)仲本設計	沖縄県那覇市字国場11 61番地3	地方自治法 施行令第16 7条の2第1 項第2号	当工事に係る設計業務は、左記業者により平成28年11月30日に完了している。今回の工事監理の対象となる改修工事は、目視で確認できる範囲で設計を行っており、実際に足場等を組み、状況を確認しながら、工事を進めるため、変更設計等迅速な対応が必要となる。また、施設を利用しながらの工事であるため、住民調整等、設計段階では予期しえぬ事態が発生した場合は、適切な対応が求められることとなるため、施設や周辺の状況、管理者の要と望等を十分に把握している必要があ設入用者の状況把握等に精通していることから、工事の確実かつ円滑な進行が図れると思慮される。条1項第2号に基づく随意契約の相手方とした。	特命随意 契約
46	施設建築課	中央児童相談 所事務所増築 工事監理業務		当初 702,300 改定 1,053,200	(株)協和設計事務所	沖縄県那覇市古島1一2 5—4—201	地方自治法 施行令第16 7条の2第1 項第2号	対象工事に係る基本設計業務については、左記相手方により完了しており、今回はこれに基づく実施設計である。本業務については、基本設計のコンセプトに基づき設計を行う必要があり、その業務の一貫性が重要であることから、基本設計を行った際の業務内容、資料精査、及び関係機関との調整等の実績を鑑みた場合、本業務を基本設計業務の円託者で過去した場合、適切だと思われる。このことは、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するので、随意契約を行った。なお、沖縄県財務規則第139条但し書きにより、相見積もりを省略するものとする。	特命随意 契約

									単位:円
No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
47	施設建築課	県立那覇A特 別支援学校(仮 称)新築工事 (杭工事)監理 業務	当初 H31.8.6 改定 H31.9.25	当初 924,000 改定 1,262,800	(株)泉設計·(有)名工企 画設計 設計共同体 ①(株)泉設計 ②(有)名工企画設計	①沖縄県那覇市楚辺3一 3-11 ②沖縄県那覇市泉崎1丁 目12番12号	地方自治法 施行令第167 条の2第1項 第1号	本監理業務の対象となる工事の基本となる工事の基本となる工事の基本となる工事の基本を書適したでは、平成27年度に、技術提案書適した者を受注者とする簡易公募型プロポー計者計算の展示に対した。実施の表に表しては基本設計で作成したスローラは基本設計で作成したスローラは基本設計で作成したスローラは基本設計で作成したスロー高に表しては基本設計で作成したスロー高に対する場合での既存5校や学長に図面化する上検討事項などの既存5校や学長に図面とが表しているとする構造計画等の調整を表しているを実際を表している表達を、景観評価をより、基本設計で構想を出している場合であり、基本設計で表達を表さいます。といるとは、本語であり、本語であり、本語であり、基本設計の内容を熟知しているまでの、以上により、本語であり、基本設計の内容を熟知している。以上により、本語であり、基本設計の内容を熟知している。以上による技術提案者であり、基本設計の内容を熟知している方式による技術提案者であり、基本設計の内容を熟知している方式による技術提案者であり、基本設計の内容を熟知している方式による技術提案者であり、基本設計の内容を熟知している方式による技術を表達であり、表述とは、表述とは、表述とは、表述とは、表述とは、表述とは、表述とは、表述とは	特命随意 契約
48	施設建築課	中央児童相談 所事務所増築 工事	R1.7.4	12,265,000	(有)内盛産業	沖縄県沖縄市知花四丁 目14番21号	地方自治法 施行令第16 7条の2第1 項第8号	中央児童相談所事務所増築工事の契約にあたり一般競争入札を実施したところ、二社の応札があったが、二回の入札はいずれも予定価格を超過し、三回目は二社とも辞退したため、入札の取りやめとなった。今回の一般競争入札においては、参加資格対象事業者の範囲を大きく拡げており、これ以上の要件緩和はできない。また当工事は前年度からの繰越予算であり、再度入札する時間的余裕もあまり無い。以上のことから、入札参加した二社のうち最も安価な入札参加者と随意契約を行った。	特命随意 契約
49	施設建築課	県営新川団地 解体工事(第2 期・その2)	R1.7.24	59,400,000	契約の相手方 (株)砂盛工業	沖縄県石垣市新栄町71 -3	地方自治法 施行令第16 7条の2第1 項第8号	本工事は令和元年6月4日に一般競争入札を行ったが、3社応札があったものの予定価格超過により落札にはいたらなかった。本解体工事の場所に市営団地を建てる計画があり、本年12月までに解体を完了する必要があることから緊急に契約しなければならないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第8条に基づき、応札のあった3者より見積書を徴収し、一番低い左記業者と契約した。	

_		1				ı		T	平位.11
No	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	 契約の相手方の住所 	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
500	施設建築課	県営赤嶺市街 地住宅昇降機 改修工事	R1.7.19	42,240,000	(株)沖縄日立	沖縄県那覇市安謝230番地	施行令第16	本工事は、県営赤嶺市街地住宅に設置されている既設エレベーターについて、建築基準法施行令の一部改正による耐震構造強化・戸開走行保護装置・P波感知式地震時管制運転装置の追加及びメーカー部品供給停止に伴い、改修工事を行うものである。当該エレベーターは、エレベーター製造メーカーの(株)日立製作所の県内代理店であり施工業者である(株)日立により設置されている。エレベータ制により製造されており、製造メーカー及びその系列の施工業者でなければ部品の追加や制御装置等の改修が出来ない。また、工事後の安全性の担保・保証及び責任区分の明確化の面からも、設置した施工業者に工事を行わせる必要がある。よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、(株)沖縄日立と随意契約を行った。	特命随意 契約
51	住宅課	県営住宅建物 明渡等請求訴 訟業務委託	令和元年 9月12日	1,080,000	当山法律事務所	沖縄県那覇市松尾2丁目 16-52		当該訴訟において、本業務は委任弁護士が沖縄県全域の管轄裁判所に出廷しなければならないため、即座に対応できる組織体制、資料要求等への迅速な対応や、同様な訴訟業務の実績・経験年数等が必要となる。これらの条件を満たす契約相手方として、当該法律事務所が最適であるため、契約を締結したものである。	特命随意契約
52	住宅課	沖縄県営住宅 電算システム 改修業務	令和元年 7月8日	18,040,000	富士通株式会社 沖縄支店 店 支店長 三輪和明	沖縄県那覇市久茂地1丁 目12番地12 ニッセイ那覇センタービ ル		県営住宅電算システムの開発を富士通(株)が 行っており、同システムの改修にあたっては、 著作権等の排他的権利を有する同社に委託す ることが適当であるため。	特命随意 契約
53	住宅課	災害時におけ る応急仮設住 宅建設等に係 る検討業務	令和元年 9月11日	10,085,900	株式会社オリエンタルコ ンサルタンツ 沖縄支社	沖縄県那覇市久茂地二 丁目22番10号	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ左の1者から応募があった。企画提案内容等を選定委員会において審査したところ選定基準を満たしていたため、契約の相手方として選定した。	

									中世 口
No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	 契約の相手方の住所 	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
54	住宅課	令宅博士 帝記 帝記 帝記 帝記 神 神 神 神 神 神 神 神 神 神 神 神 神	令和元年 7月30日	8,914,400	一般社団法人沖縄県建築士事務所協会·公益社団法人沖縄県建築士会協同企業体①一般社団法人沖縄県建築士事務所協会建築士事務所協会企業本団法人沖縄県建築士書務所協人沖縄県	①沖縄県浦添市西原1丁 目4番26号 ②沖縄県浦添市西原1丁 目4番26号	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ左の1者から応募があった。企画提案内容等を選定委員会において審査したところ選定基準を満たしていたため、契約の相手方として選定した。	
55	用地課	駐留軍用地使 用裁決申請等 事件(普天間飛 行場その2)に 係る土地の不 動産鑑定業務		2,639,520	バード鑑定共同体	沖縄県那覇市古波蔵2丁 目4番19号メゾン古蔵201 号		再度の入札に付し落札者がなかったため、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に基づき、入札参加者のうち最低額を入札した者に見積書の提出を依頼し、左記業者と契約した。	
56	下水道事務所	1、2系3号送 風機修繕(宜野 湾)	令和元年 7月12日	16,200,000	(株)荏原製作所 沖縄営 業所	沖縄県那覇市曙2-25-2		当該送風機は、180m3/min×47kPa×190kW の特注品であり、高速で回転する機器であるため、各部品の交換・等は高度な知識と熟練した技術・判断が要求され、製造メーカーの外困難である。そのため、製造メーカーの沖縄地区担当である(株) 荏原製作所 沖縄営業所を地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により契約の相手方として選定した。	特命随意 契約
57	下水道事 務所	ブロワー電気 棟配電監視ユ ニット修繕(西 原)	令和元年 6月24 日	2,322,000	メタウォーター株式会社 営業本部 沖縄営業所	沖縄県那覇市銘苅2-4-51		当該機器配電監視ユニットは機器製造メーカーの独自の技術を使用した特殊な精密機器であり、漏電等を検知するためのリレー動作の数値を整定する等各種数値設定に当たり、機器及び既設の状況を熟知していることが必要であるため、修繕作業を履行できる者は機器製造メーカー技術者に限られる。また、作業には停電を伴うため、速やかに現場対応が可能な者を選定する必要がある。したがって、当該設備製造メーカーの施工業者である富士電機(株)の水環境担分野の沖縄エリア担当事業所であるメタウォーター株式会社沖縄営業所を地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により契約の相手方として選定した。	特命随意 契約
58	下水道事務所	奥武山ポンプ 場自動除塵機 修繕	令和元年 8月20日	10,962,000	(株)西原環境おきなわ	沖縄県那覇市銘苅二丁 目5番28号	第167条の2 第1項第2号	当該除塵機は、精密な整備が要求される回転機械である。特殊な構造の当該機器の分解・組立・取付、そして各部品の交換・隙間調整等は高度な知識と熟練した技術・判断が要求され、製造メーカー以外困難である。そのため、製造メーカー(株)西原環境の沖縄地区担当として協力関係にある(株)西原環境おきなわを地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により契約の相手方として選定した。	特命随意 契約